

〔区民事務所分室用〕戸籍証明の請求書

(あて先) 台東区長

ダウンロードサービス

(1) どなたの戸籍が必要ですか

令和 年 月 日

本籍 台東区	丁目	番・番地
筆頭者 氏名 <small>(戸籍の最初に書いてある人) 亡くなられても変わりません</small>	明・大・昭・平・令 年 月 日生	
個人事項証明の場合 は必要な方の名前	筆頭者と同じ・() () ()	

(2) 何が何通必要ですか

全部事項証明(戸籍謄本)	通	個人事項証明(戸籍抄本)	通
--------------	---	--------------	---

区民事務所分室では、上記の証明のみ取り扱っております。
除籍・改製原戸籍・身分証明・附票等は、区役所1階戸籍住民サービス課へ請求してください。
なお、区民事務所でも身分証明・附票は取り扱っております。

(3) この証明を使う方はどなたですか

住所	電話 ()
フリガナ 氏名	明・大・昭・平・令 年 月 日生

(4) 窓口に来た方はどなたですか(上記(3)と同じ場合は記入不要です)

(1)の戸籍に記載される方との関係によっては「委任状」がないと取得できない場合があります

住所	電話 ()
フリガナ 氏名	使う方 との関係

(5) (1)の戸籍に記載されている方と(3)の使う方との関係

本人 ・ 配偶者(夫婦) ・ 実父母 ・ 実祖父母 ・ その他()

(6) 使いみち(その他に記入された方は使用目的、提出先等を具体的にお書きください)

担 当	全部事項証明	通	円
	個人事項証明	通	円

本人確認欄	備考欄
1点提示	免・運転経歴・マ・パ・住・障・外・在・特永 その他()
2点提示	保(国・社・共・後)・介・高受給者証・年金手帳 社員証(顔有)・学生証(顔有)・()
その他	診・クレ・キャ・通帳・シルバーパス・タスポ
備考	

偽り、その他不正の手段により交付を受けたときは、三十万円以下の罰金に処せられます。(戸籍法第百二十三条・住民基本台帳法第四十七条)
プライバシーの侵害 または差別的なことからつながるような不当な請求には応じられません。(戸籍法第十条第一項・住民基本台帳法第二十条第五項)

申請される方のご本人確認をさせて頂きますので、個人番号カード・免許証等の提示をお願いいたします。